

成年後見制度

判断能力が衰えたときにあなたの尊厳を守るための制度であり、
介護保険と共に重要で身近な制度です。



NPO 法人 市民後見ひょうご

まえがき

成年後見制度とは、一体どんな制度なのでしょうか。成年後見制度という言葉を耳にしたことはあるが、具体的にはどんなことをする制度なのか、詳しくは知らない方が一般的なのではないでしょうか。簡単に言えば、認知症や知的障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人を支援する制度と言えると思います。例えば、銀行預金の解約や、介護施設に入所するための契約を結んだり、訪問販売によって高額な商品の売買契約を結んだときに契約を取消したりすることによって、知的障害をもった人達が社会で安心して生活できるよう支援する制度ということが出来ます。

平成 12 年（2000 年）に法律が改正されて、新しい成年後見制度と介護保険制度が発足してから、10 年が経過しようとしています。介護保険制度は瞬く間に社会的に行渡った事はご存知のとおりですが、成年後見制度について最新の最高裁判所事務総局家庭局のデータによりますと、平成 21 年 1 月から 12 月までの昨年 1 年間で、全国の成年後見関係事件の申立て件数は 26,459 件で前年比 7.0% の増となっています。過去の数値を調べてみてもほぼ同様の数値で経過しています。我が国が超高齢社会となっている中で、成年後見制度の利用状況は広がりをみせているとは言えないと思います。

平成 15 年（2003 年）高齢社会 NGO 連携協議会の主催で成年後見制度の普及活動が始まったのですが、社会的な広がりを見るまでには至らなかったため、その後、任意後見制度の利用を通じて高齢者の理解を得るべく、力を注ぐこととしてやってまいりました。平成 20 年（2008 年）6 月、NPO 法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 中村順子様、センター長 村上義弘様（当時）のご尽力により、かつて市民後見人養成講座を受講した有志 20 数名が集まって、前身の「ひょうご市民後見研究会」を立上げ、昨年 8 月には「特定非営利活動法人 市民後見ひょうご」として兵庫県から認証され、法人格を取得しました。

私たち「NPO 市民後見ひょうご」の目的は、先にも述べましたように超高齢社会の中で、まだまだ認知されているとはいえない成年後見制度のために、他の関係機関の協力を得ながら、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成事業、成年後見に関する相談・コンサルティング事業などを実施し、ゆくゆくは法人後見人として、後見業務の受託もできればと考えております。そして、認知症や知的障がいの人達が安心して、豊かで自立した生活を送ることが出来るよう、お役に立ちたいと思います。

本小冊子は、成年後見制度とはどんな制度なのか、初めてこの制度を利用されようとしている方々を対象に、過去の経験からできるだけ解りやすいように記述しました。質疑応答につきましても、様々な機会に実際に受けた質問、問題点を解説しています。座右に置いて頂いて、テキストとして、また参考資料としてお役に立てて頂けることを念願しつつ編集したものです。

平成 22 年 4 月 1 日

NPO 法人 市民後見ひょうご 理事長 岡島 貞雄

目 次

	項 目	頁
第1部 成年後見制度ってどういう制度のこと		
I 成年後見制度とはどんな制度のこと ······	4	
1. 高齢者・心身障害者に該当するのは ······	5	
2. 成年後見人等とは、成年後見監督人等とは ···	5	
3. 後見事務の具体的な内容 ······	5	
4. 成年後見制度の理念 ······	6	
自己決定の尊重とは		
身上配慮義務とは		
残存能力の活用とは		
ノーマライゼーションとアドヴォカシーとは		
II 成年後見制度の類型 ······	7	
法定後見制度の対象者		
任意後見制度		
III 法定後見の申立権がある人 ······	8	
IV 申立てから後見開始まで ······	8	
1. 法定後見開始の申立 ······	8	
イ) 家庭裁判所の家事相談		
ロ) どの類型で申立をするか		
ハ) 申立て人の範囲		
ニ) 申立書等の提出		
ホ) 申立後の手続き		
ヘ) 成年後見人等の選任		
ト) 成年後見人等の援助		
チ) 家庭裁判所及び成年後見監督人等による監督		
V 成年後見人等の同意権・取消権と代理権の範囲 ······	9	
VI 任意後見制度 ······	10	
1. 制度の仕組み ······	11	
2. 意後見受任者にはどのような人を選べばいいか ···	11	
3. 任意後見受任者として不適任とされる事由 ···	11	
4. 任意後見契約の概略 ······	11	
VII 法定後見と任意後見の違い ······	12	
VIII 財産管理と身上監護 ······	13	
IX 事実行為と職務権限 ······	14	
1. 法律行為に付随する事実行為		
2. 医療行為に関する決定と同意		
X 成年後見人と本人の利益相反行為 ······	14	

XI	申立費用と助成制度	15
XII	その他、今後の課題	15

第2部 成年後見制度に関する質疑応答集

I	法定後見制度に関する質問	17
II	任意後見制度に関する質問	24
III	法定後見・任意後見両制度に共通する質問	28
IV	遺言・相続に関する質問	34
V	その他	36

第3部 資 料

資料 1	法定後見制度の概要	40
資料 2	任意後見制度の概要	41
資料 3	任意後見契約と法定後見開始審判の関係の調整	42
資料 4	四親等内の親族の範囲	43
資料 5	兵庫県の成年後見関連先一覧表	44
資料 6	神戸家庭裁判所本庁および各支部所在地	45
資料 7	神戸地方法務局管内公証人役場所在地	46

第1部 成年後見制度ってどういう制度のこと

はじめに

成年後見制度は、スタートしてから10年目を越えようとしています。介護保険制度とともにこれからの中高齢社会ではなくてはならない制度と考えます。

高齢者一人一人が自分らしい生き方をするためには、高齢者の自立が求められます。自立とは、健康・経済・こころ（生きがい）・共生が必要条件です。しかし、何時までも元気で判断能力が持続するとは限りません。

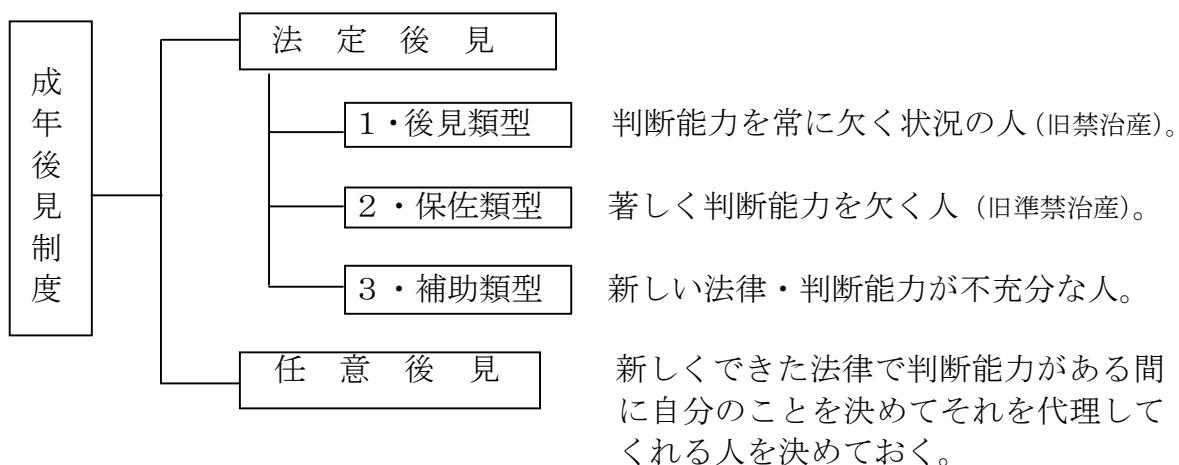
もし、自分が判断能力を失った時、体に不具合が出た場合にも人間としての尊厳を守ることを支援してくれるのが、成年後見制度であり、介護保険制度です。このような制度を利用しないことが最も大切ですが、人間は何時どのようなことが起こるか解りません。そのときに勉強を始めても遅いと言えます。今から勉強し、この制度の不備な点、付け加えたい点など勉強し、自分が利用する時には良い制度にしておきたいものです。そのためにも一人でも多くの方々に知って欲しい制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度と二つの制度に分かれています。その内容と利用方法につき述べてみます。

I. 成年後見制度とはどんな制度のこと

成年後見制度とは、高齢者や知的障がい者、精神障がい者を支援するための制度です。成年後見人等（支援する人）が成年被後見人等（本人）の財産管理及び身上監護の事務（仕事）について本人を代理したり、本人が行う行為に同意したり、本人が行った行為を取消したりするものです。

成年後見制度の仕組み



新しい成年後見制度の主な特徴は次のとおりです。

- イ) 法定後見に補助類型が新設され、判断の能力の対応がより細かくなつたこと。
- ロ) 任意後見制度の充実・・自分のことは自分で決めておく。
- ハ) 成年後見人等の充実・・成年後見人等は家庭裁判所が決定する。親族、家族、弁護士、専門家、ボランティアなど個人、法人を複数選任できる。
- ニ) 法改正前の禁治産制度の時には、戸籍に記載されていたのを改正し、成年後見人等の権限や成年後見契約の内容などが成年後見登記制度に変更され、登記されることになった。
- ホ) 市町村長への申立権が付与された。
- ヘ) 家庭裁判所により後見監督人が選任されるようになった。

1. 高齢者・心身障害者に該当するのは

精神上の障害により判断能力が低下した方々のことをいい、身体上の障害をもつた人は含まれません。

2. 成年後見人等とは、成年後見監督人等とは

「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人の総称です。任意後見契約の代理人を任意後見人と呼び、契約のみでまだ権限が発生していない場合の任意後見人は「任意後見受任者」と呼びます。「被後見人等」とは、支援を受ける本人のことで被後見人、被保佐人、被補助人の総称です。

成年後見監督人とは、法定後見では、原則として家庭裁判所が成年後見人等を監督し、任意後見では、家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人を監督します。

このように公的機関である家庭裁判所が直接または間接的に監督するシステムになっています。

3. 後見事務の具体的な内容

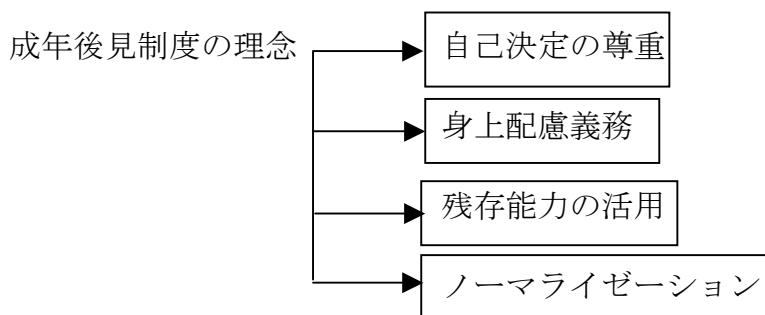
- イ) 財産管理・・金銭、預金、有価証券、住居など土地、その他の財産管理
 - ① 不動産に代表される財産の管理、保存、処分
 - ② 銀行など金融機関との取引
 - ③ 年金や土地、賃家の賃料など定期的な収入の管理や、ローン返済、家賃の支払い、税金、社会保険、公共料金など定期的な支出の管理
 - ④ 日常的な生活費の送金や、日用品の購入
 - ⑤ 遺産相続などの協議や手続き
 - ⑥ 生命保険などの加入や、保険金の支払い
 - ⑦ これら財産に関する権利書や通帳など証券類の保管や、行政上の手続き

その他財産の保全、財産の性質を変えない範囲で利用改良を目的とすること、財産の処分など。

ロ) 身上監護

身上監護のうち療養や看護に関する事務のことで、後見人自身が直接に介護サービスを提供するのではなく、介護や医療に関するサービスの提供を受けるため本人に代わって事業者と契約を結んだり、利用料を支払ったり、そのサービス提供の質や内容をチェックします。

4. 成年後見制度の理念



自己決定の尊重とは

自己決定の尊重とは、**身上監護**と共に成年後見制度における基本的理念とされ、成年後見人等は、**本人の生活**、**療養看護**お及び**財産管理**に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活に配慮することを言います。

身上配慮義務とは

身上配慮義務とは、成年後見人等が財産管理及び身上監護の事務を行うにあたり、成年被後見人等の心身の状況及び生活の状況に配慮しなければならない義務の事を言います。

身上配慮義務の基本的性格は、成年後見人等が本人の身上面について負うべき「善管注意義務」であるとされています。善管注意義務とは善良な管理者の払うべき注意義務（民法 644 条）のこと、その人の職業や社会的地位に応じて通常期待される程度の一般的注意義務のことと言います。

残存能力の活用とは

高齢者が自分らしく老後を送るために、自分の能力を活用することが求められます。自己決定の尊重と結びつく言葉です。自分の意思で決めることとは、自分の能力を生かすことが生きがいを感じることの条件とも言えます。

ノーマライゼーションとアドヴォカシーとは

ノーマライゼーションとは、高齢者や障害者などが、その地域で普通に生活できることが当然であるという考え方で、北欧で考え出された福祉理念であり、現在は世界における理念とされているものです。

(北欧では、郊外型の施設は中止され、街の中で一緒に生活するタイプの施設に変更されています)・・グループケアを想像すると解りやすいと思います。

アドヴォカシー (advocacy) とは、本人の身上面に関する利益の主張を補助し、または、本人の身上面に関する利益を代弁することです。

II. 成年後見制度の類型

法定後見制度の対象者

法定 後見	判断能力の程度	本人の状況（例）
	補 助 判断能力が 不充分な人	重要な財産行為を一人でするには不安がある。物忘れがあり本人は自覚がある。
	保 佐 判断能力が 著しく不十分な人	日常の買い物は大丈夫だが、重要な財産管理はできない。物忘れの自覚がない。
	後 見 判断能力を欠く 常況にある人	一人では、日常的な買い物もできない重度の認知症。常に援助が必要。

任意後見制度

任意 後見	判断能力の程度	本人の状況（例）
	契約時 契約締結する 能力がある。	契約を理解できる能力がある。 自分の将来を決めておく事が出来る。

判断能力の低下ということは、精神科の医師が、本人に対し原則として精神鑑定を行い、本人の加齢に伴う認知症と判断された場合や、統合失調症（従来の精神病）、老化及び事故等による脳血管障害などが発症した場合を言います。

III 法定後見の申立権がある人

- ① 本人 ② 配偶者 ③ 四親等内の親族 ④ 檢察官 ⑤ 任意後見受任者
- ⑥ 任意後見人 ⑦ 任意後見監督人 ⑧ 保佐人・保佐監督人 ⑨ 補助人・補助監督人 ⑩ **市町村長**

(注) 市町村長については、新しく出来た制度で、老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 27 条の 3、精神障害者福祉法 51 条の 11 の 2 に規定されています。市町村長申立ての場合は、四親等内の親族を調査し親族が申立てない場合に申立てる運用がされていましたが、四親等内の親族まで調査する事が事実上困難なため二親等までの親族調査で申立てをするようになります（成年後見制度（有斐閣）32 頁）。

IV 申立から後見開始まで

1. 法定後見開始の申立

イ) 家庭裁判所の家事相談

家庭裁判所では、成年後見制度にかかる手続き等に関して、家事相談を行っています。申立てにあたって、手続き等の疑問、不明な点があれば家事相談を利用すると良いでしょう。

ロ) どの類型で申立をするか

法定後見制度うち、【補助】【保佐】【後見】のどの類型で申立てをするかは申立てする側で決めます。家庭裁判所では、申立て人の意向を確認した上で適切な類型への変更をうながしたり、予備的申立てを促したりすることがあります。家庭裁判所から一方的に類型の変更をさせることはないとされていますが、過去には変更する事が出来るとする判例もありますので注意を要します。（新判注釈民法（1）改訂版 328 頁）

ハ) 申立て人の範囲・・・III 参照

ニ) 申立書等の提出

法定後見制度の申立書等の提出は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行います。（住民票が登録されている所です。）

ホ) 申立後の手続き

申立てを受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官が調査をするか、家事審判官（裁判官）が審問を開いて、本人や成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）候補者に面接し申立ての実情や本人の意見などを聞くことがあります。

ヘ) 成年後見人等の選任

家庭裁判所は、成年後見人等を選任するにあたり、本人と利益相

反の恐れのない、信頼性の高い個人、又は法人が選任されるように配慮することとなっています。また、必要に応じて、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活するうえで必要となる援助の内容に応じて相応しい者を成年後見人等に選任することが重要です。成年後見人は複数選任することも可能です。

ト) 成年後見人等の援助

成年後見人等には、本人の身上に配慮して後見事務を行うべき身上配慮義務が規定されており、本人の状況及び生活状況に配慮し、自己決定を尊重した上で、後見事務を行うこととなっています（民法858条）。

成年後見人等が不正行為を行うなど、その任務に適さない事由がある場合には、家庭裁判所は成年後見人等を解任することができます。

チ) 家庭裁判所及び成年後見監督人等による監督

家庭裁判所は、成年後見人等に対して、その事務に対する報告を求めたり、本人の財産状況を調査したりできるほか、必要な処分を命じることができます。

成年後見監督人は、任意後見制度の場合は必ず必要となります、法定後見制度の場合は、必ずしも必要ではありません。しかし、十分な後見をするためには成年後見監督人を選任することが望ましいと考えます。

V 成年後見人等の同意権・取消権と代理権の範囲

(任意後見人には同意権・取消権はありません。)

	同意権・取消権	代理権
補助人 ・・・	民法13条1項に定められた行為 の一部であって、申立ての範囲内 で認められた「特定の法律行為」	申立ての範囲内で 認められた 「特定の法律行為」
保佐人 ・・・	民法13条1項に定められた行為と 家庭裁判所が特に同意権を付与し た行為	申立ての範囲内で 認められた「特 の法律行為」
成年後見人 ・	日用品の購入などの日常生活の 行為以外の法律行為	財産に関する法律 行為全般、但し、 財産を処分する場 合は家庭裁判所の 許可が必要 (民法859条の3)

※ 特定の法律行為 民法第13条1項

1. 利息を生む貸金、賃料を生み出す不動産などの元本を受け取ったり利用すること（銀行預金をおろしたり、現金を投資したりすること）。
2. 金銭を借り受けたり、他人の債務を保証したり、約束手形の振り出しや手形保証などの行為をすること。
3. 不動産その他自動車や電話加入権などの重要な財産に関する権利の取引を目的とした行為をすること。
4. 原告となって訴訟をすること。
5. 贈与をしたり、紛争について和解したり、第3者に解決を任せる仲裁の合意をすること。
6. 相続を承認し、もしくは放棄し、または、遺産の分割をすること。
7. 贈与を断り、遺言による利益（遺贈）を放棄したり、義務を伴う贈与（負担付贈与）や遺贈を受けることを承認すること。
8. 家の新築、改造または大修理を目的とする契約をすること。
9. 民法602条（短期賃貸借）に定めた期間を超える賃貸借をすること。

※ 短い期間が法定される賃貸借 民法602条

財産を管理する能力や権限はあるがその財産を処分する能力や権限のない者（民法12条の被保佐人、同23条の不在者の財産管理人など）が賃貸したり、賃借りたりするときは次に定める期間を超えることはできない。

1. 植林や伐採のために山林を賃貸借するときは10年
2. その他の土地（宅地や農地）の賃貸借をするときは5年
3. 建物の賃貸借をするときは3年
4. 動産の賃貸借をするときは6カ月

VI 任意後見制度 （参考 民法643条 委任契約）

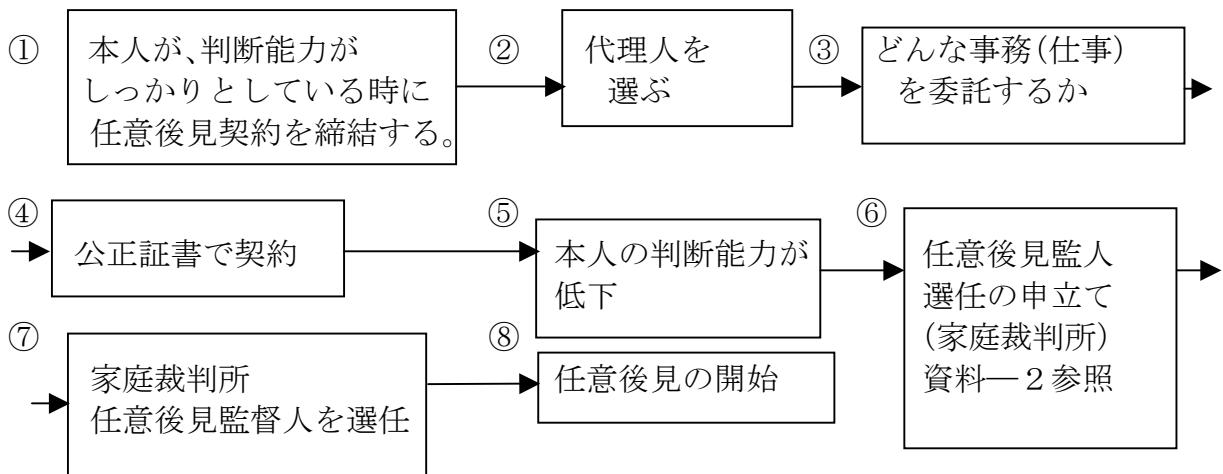
任意後見制度とは、本人の判断能力がしっかりとあるときに、誰を自分の代理人とし、どのような事務（お世話）を頼めば良いか、もし、自分が認知症を発症した場合にはどのような生活を望むかを、自分の最も信頼できる人と契約しておく制度です。

財産管理や、認知症が発生した場合の生活形態、遺言書の実行、最後のセレモニー等など自分にとって不安に思えることを不安がないよう準備、委託しておくことを定めた制度と言いうことが出来ます。

契約は、公正証書により作成し、自分の判断能力が衰えてきた時に家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任したときからスタートします。

なお、任意後見が開始するまでは、本人が選んだ代理人のことを「任意後見受任者」、開始後を「任意後見人」と呼称します。

1. 任意後見制度の仕組み



2. 任意後見受任者にはどのような人を選べば良いか

任意後見制度を利用する場合には、どのような人に頼めばよいか、なかなか難しいものです。例えば、次のような点を基準にして選ぶ事が考えられます。

- イ) ある程度成年後見制度の勉強をしている人
- ロ) 年齢差があること。少なくとも10歳位の年齢差が必要
- ハ) 住居があまり遠く離れていないこと
- ニ) 金銭的に綺麗な人、ギャンブル好きでないこと
- ホ) 自分が最も信頼できる人（好きと信頼を混合しないこと）
- ヘ) ある程度、財力があること。弁償能力があること（法人格を持っていることが望ましい）

3. 任意後見受任者として不適任とされる事由（任意後見法4条1項）

- イ) 未成年者
- ロ) 家庭裁判所で免じられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ハ) 破産者
- ニ) 本人に対して訴訟をし、またはした者及びその配偶者、並びに直系血族
- ホ) 行方の知れない者
- ヘ) 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

4 任意後見契約の概略

任意後見契約を結ぶには、公正証書で契約書を作成してもらう必要があります。

公証人は、本人が契約を結ぶための判断能力があるかどうか、本当に

本人の意思で契約するのかどうかなどを確認した上で「任意後見契約公正証書」を作成します。

① 契約の目的

しっかりとしているうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ【本人の意思で任意後見人になるべき人】、及び【権限の内容（財産管理、自分の生活、療養看護など）】を決めておくものです。

② 契約のできる人

契約の内容を理解できる判断能力がある人

③ 契約の特徴

- イ) 任意後見人を自分で選べる。
 - ロ) 後見人の権限の内容（代理権）を自分で決めることが出来る。
 - ハ) 契約は公正証書で作成する。
- 二) 任意後見人の仕事を家庭裁判所が選任した任意後見監督人が監督する。

④ 任意後見の開始時期

本人の判断能力が不十分になって、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき。

⑤ 任意後見開始の手続き

家庭裁判所に申立てることによって、契約が発効し任意後見が開始する。

家庭裁判所に申立ができる人 (1) 本人 (2) 配偶者
(3) 4親等内の親族
(4) 任意後見受任者

家庭裁判所は、調査や審問を通じて、契約が有効と判断すれば、任意後見監督人を選任します。本人以外の人が申立てたときは、本人の同意が必要です。ただし、同意できないときは不要です。

VII 法定後見と任意後見の違い

	法定後見	任意後見
利用できる人 本人の判断能力は。	1.不十分な人（補助） 2.著しく不十分な人（保佐） 3.常に不十分な人（後見）	判断能力がある人 要支援程度の人
成年後見人等（代理人）は。	家庭裁判所が決める。 候補者は家庭裁判所へ提示できる。	本人が決める。 公正証書による。
監督するのは。	補助、保佐、後見の類型により異なるが家庭裁判所と考えてもよい。	任意後見監督人 家庭裁判所

スタートするのは。	後見開始の審判等の確定後	任意後見監督人選任の審判確定後
成年後見人等の仕事は。	補助、保佐、後見の類型により異なる。	契約で決めた内容
法律行為の同意権、取消権、代理権は	同意権、取消権、代理権共にある。	契約内容の代理権のみ 同意権・取消権はない。
成年後見人等の報酬は	家庭裁判所が決める。	契約で決める。
報酬の受領時期	原則 1 年の後払い	契約で定めたとき（一般的には定額報酬は毎月末）
報告時期は	原則 1 年ごと	契約で定める（一般的には 3 ヶ月～6 ヶ月に 1 回）

VIII 財産管理と身上監護

1. 財産管理・・本人の財産の管理に関する事務

「財産管理」には、財産の保全、財産の性質を変えない範囲での利用、財産の改良を目的とする行為のほか、財産を処分する行為も含み、一切の法律行為及び事実行為を含みます。

その内容は、印鑑、預貯金通帳の保管、年金その他の収入の受領、管理、介護サービス契約の締結など日常の身近な事柄から、不動産などの重要な財産の処分まで多岐にわたります。

2. 身上監護・・本人の生活及び療養看護に関する事務

身上監護に関する事務には

- ① 介護、生活維持に関する事務
- ② 住居の確保（住居の賃貸借）に関する事務
- ③ 施設入所、処遇の監視、異議申立等に関する事務
- ④ 医療に関する事務
- ⑤ 教育、リハビリに関する事務

これらの事項に関する契約の締結、相手方の履行の監視、費用の支払い、契約の解除及び、それらに伴う処理等の事務、並びに要介護認定申請または要介護認定に対する意義申し立て（審査請求）等公法上の行為も、身上監護事務に含まれます。

ただし、

※ 本人の身体に対する強制を伴う事項

- ① 入院や手術の強制
- ② 施設への入所の強制
- ③ 介護強制
- ④ リハビリの強制
- ⑤ 健康診断の受診の強制など

※ 一身専属的な事項

- ① 結婚 ② 養子縁組 ③ 臓器移植の同意権など

これらは、任意後見人、成年後見人等の権限には含まれません。注意義務として、善管注意義務、身上配慮義務は当然の義務であります。

IX 事実行為と職務権限

1. 法律行為に付随する事実行為

法律行為は、先に述べましたように任意後見人、成年後見人等の職務権限に含まれます。また、契約をする場合の調査、契約履行の監視などの法律行為に付随した事実行為も職務権限に含まれます。ただし、現実の介護、看護等の事実行為は任意後見人、成年後見人等の職務行為には含まれません。

2. 医療行為に関する決定と同意

医療を受けるための契約を締結することは、当然成年後見人等の権限です。しかし、入院や手術などの医療を受けること自体については、本人の同意が（承認）が必要であり、任意後見人、成年後見人等はその同意を代理する権限はないと解されています。

ただし、療養看護の職務として医療を受けさせることは不可欠であり、療養看護の職務が存在する以上「本人に同意能力がない場合」に限り、かつ「病的状況の医学的解明に必要な最小限の医療的行為について成年後見人等が同意することができる」という有力な見解もあります。（新版注釈民法（25）改訂版 657 頁（新井・上山））

例えば、触診、レントゲン検査、血液検査などの当該医療契約から予想される危険性の少ない軽微な行為、熟さましのための注射、骨折の治療、傷を縫い合わせなどの医療行為です。

延命治療に関しては、本人の意思が確認されている場合を除き、成年後見人は延命の医療を受け入れるしかないのでしょう。

X 成年後見人と本人の利益相反行為

成年後見人と本人の利益相反行為は、意図やその行為の実際の効果ではなく、あくまで形式的、外観的に判断されます。

利益相反行為の例として、次のような行為が考えられます。

1. 成年後見人と成年被後見人の間で行われる売買、遺産相続

この場合は、家庭裁判所が選任した特別代理人が成年被後見人を代理して成年後見人との間で売買、遺産分割等を行います。（保佐人、補助人も同様に臨時保佐人、臨時補助人が被保佐人、被補助人に同意を与えて、保佐人、補助人との間で売買、遺産分割等を行います。

2. 後見人の債務を被後見人が保証すること。
3. 後見人等のために被後見人の資産を担保にすること。
4. 特別養護老人ホームの施設長が、利用者の成年後見人となること。

※ なお、「成年被後見人の現在、過去、将来における居住用の建物又はその敷地」の処分（売却、抵当権等の担保権の設定）をするには、家庭裁判所の許可が必要となりますので注意が必要です。
但し、居住用でない場合はこの限りではありません。（民法 859 条の 3）

XI 申立費用と助成制度

イ) 申立費用

1. 申立収入印紙	800 円
2. 登記印紙	4,000 円
3. 郵券	4,000 円 から 6,000
4. 鑑定料	50,000 円 から 100,000 円
合計	58,800 円 から 110,800 円位

（成年後見教室●実務実践編（日本加除出版）246 頁ほか）

ロ) 助成制度

申立て費用の助成制度として、成年後見制度利用支援事業があります。これは、高齢者、知的障害者、精神障害者で市町村長が申立てを行った場合のみに適用されます。

その条件は、次の全てに該当する方です。

1. 介護保険制度を利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者等であること。
2. 市町村長が申立てをすること。
3. 成年後見人等の報酬等経費の一部について助成を受けなければ利用が困難な者。

助成金額（概略）

申立費用及び鑑定費用	5～10 万円
後見人等の報酬	28,000 円 在宅
	18,000 円 施設利用者

XII その他、今後の課題

1. 金融機関・郵便局・社会保険事務所の対応

ようやく、理解されたしたが、手続きに時間がかかる場合があります。地域福祉権利擁護事業でも、金銭の扱いに対して金融機関の手続きが煩雑です。

「成年後見制度に関する届書」を提出し、本人の預金通帳等の証書を「成年被後見人○○ 成年後見人××」と名義変更の必要があります。

2. 事実行為を求められることがあります。例えば、看護・介護等の事実行為を求められることがあり、成年後見制度について社会的に、更に理解されることが必要です。
3. 医療行為について

本人の同意が絶対に必要です。しかし、法的にはその同意を代理する権限はありません。法的な対応が必要です。
4. 保護者制度について

統合失調症者の成年後見人、保佐人は、精神保健福祉法上の「保護者」として一定の範囲で特別の事実行為を行う義務（本人に治療を受けさせる義務、退院時の引き取り義務）を負いますが、この「保護者制度」は成年後見人、保佐人に過重な責任となり、今後は、何らかの法的な検討が必要です。
5. 本人死後の問題について

民法の規定によれば、本人の死亡により、後見等の事務は終了し権限も消滅します（民法 111 条、653 条）。しかし、本人に相続人がいない場合とか、相続人と疎遠な場合には、葬儀など様々なことを解決しなければなりません。
6. 費用の問題

法定後見に関する手続費用は原則として申立人の負担となっています（家事審判法 7 条、非訟事件手続法 26 条）。しかし、裁判所は「特別ノ事情」があるときは本人に負担を命ずることができるとありますので（非訟事件手続法 28 条）、裁判所に申立てて、裁判所の決定が出てから、本人に請求することになります。
「特別ノ事情」とは、申立人に負担させることが公平ではないと考えられる事情がある場合です。法定後見の場合は、この「特別ノ事情」に該当しますので、後で本人に請求できることになります。しかし、手続き費用を本人の負担とするかどうかは、いづれにしても裁判所の裁量で決定されますので、上申書を提出して認めてもらう必要があります。実務では後見等の開始後に認められる例が多いようです。（成年後見制度（2006.3.20 有斐閣）40 頁）

第2部 成年後見制度に関する質疑応答集

はじめに

ここに掲げた質疑応答集は今までに親族後見人、介護支援専門員その他一般の多くの方々から、平成21年1月17日～2月7日、21日の養成講座、同年2月26日研修会、同年3月28日研修会、平成22年1月14日～3月11日養成講座等々、その他メールや電話等によって寄せられた多くの質問の中から選んだものです。実際にその業務に携わっている専門の方、これから後見制度を利用しようとしている方など、切実な問題に直面している皆様の質問が多く、参考になる点が多々あると考え、ここにまとめて掲載しました。今後の参考にして頂ければ幸いです。

なお、これからも機会を見ながら、今後更にこの質疑応答集を充実させていきたいと考えています。

I 法定後見制度に関する質問

質問1 法定後見において被後見人等の判断能力の低下が進んだ場合、
補助⇒保佐⇒後見と切り替えることは可能でしょうか。

回答 可能です。家庭裁判所に審判の申立てをし、家庭裁判所が認めれば判断能力により、順次、切り替えることは可能です。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問2 実子が親の後見人等になるとの説明ですが、子供がわざわざ家庭裁判所に後見人等の申立てをするのでしょうか。

回答 優しくて親の面倒をよく見ている方から多く寄せられる質問です。非常に冷たい言い方ですが、法的には、親子であれ、どのような関係であれ法律行為において代理権はありません。例えば、介護保険の利用契約、銀行預金の出し入れ等々です。

しかし、現状では子供は、親の代理として契約し、預金の出し入れなどを実際にはおこなっています。それらを全て法律が許さないと言えば現状の家族は崩壊するかも知れません。

また、法定後見等を利用して家庭裁判所に多くの書類を提出することが求められます。法定後見等を利用しなければ日常の生活の継続で解決することです。

現在、銀行でお金を引き出す場合に、妻は夫名義の通帳で引き出していますが、夫は、妻の名義のお金を引き出そうとすると銀行は何らかのクレームをつけると思います。現在の社会は、慣行を許されているのですが、許されない場合もあるということです。

民法 643 条の委任契約を利用することも可能です。特に任意後見契約は委任契約で補うことができることが多いと考えます。前述のとおり委任契約は監督人、即ちチェックする人がいません。親族ならいいかもしれませんが、第三者と委任契約を結ぶ場合には十分な注意が必要です。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 3 この制度の普及が遅れていると聞きますが、その大きな要因は何ですか。

回答 様々な要因があると思いますが、介護保険と違い身近でないこと、自分で認知症ではないとの思い、法律用語が多くて一般受けしないこと、親子が仲良くすれば成年後見制度など利用しなくともそんなに困らないとの思い、家庭裁判所というところが近寄りにくいこと、旧禁治産、準禁治産の思いがあること等々だと思います。

申立て費用は、原則として申立人が負担すること、四親等内の親族が申立て権があるとは言え、負担のこと、その後の事務などで普及しづらいと言えます。また、地域福祉権利擁護事業と似通っていて、成年後見制度より利用が簡単であることなどです。法務省と厚生労働省との縦割りの弊害などもあると思います。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 4 本人に判断能力や成年後見制度に対する理解がない場合「自分のお金なのに何故、自由に出来ないのか」とか、後見されることに否定的な時は、どのように本人の意向や実際の権限を守っていけば良いのですか。

回答 後見類型でも日常生活用品の購入は認められています。その程度のお金を使うことは認められているのです。ただ、日常生活に支障をきたすようなお金の使い方は、財産管理ということになります。
保佐類型、補助類型の場合は、同意権、取消権の範囲が家庭裁判所によって決められています。その範囲内で取り消し権行使すればいいのです。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 5 成年後見人等が出来ることと、出来ないこと、成年被後見人等に出来ること、出来ないことをどのように説明したら良いでしょうか。

回答 事実行為と法律行為とよく言われます。後見人等が、事実行為をしてはいけないということでなく、事実行為をしていいのですが、後見人等にそれを要求はできないということであり、親族後見人等は、当然のごとくに事実行為を行っています。

任意後見の場合は、契約能力があり、事前によく話し合い、契約しています。法定後見の場合は、判断能力が既に失われている被後見人等であり、後見人等としての行動に十分な注意が必要であります。

利益相反行為・・資産運用、福祉施設と後見業務、相続財産分割協議と後見人等、後見人等と被後見人等の間での金銭貸借、被後見人等を借金の保証人とすること。

利益相反行為とは、後見人等に有利な決定をするかどうかは問題でなく、有利となる可能性がある場合には全て利益相反行為とみなされます。例えば、被後見人が入院中に被後見人の財産調査のために家中や銀行の貸金庫などを後見人が一人で調べることは、利益相反行為とみなされます。被後見人の親族と日常的なコミュニケーションが大切であります。また、家庭裁判所などと密接な連携をとり、常に相談できる体制を取っておくことが必要でしょう。特別代理人や後見監督人の立ち合いが必要です。

医療行為に付いては、代理権の行使は出来ないとなっており、大変難しい問題を含んでいます。法律家の間でも意見が分かれているようです。例えば、健康診断、予防接種、比較的程度の軽い治療などは、後見人等で代理権を認めてもいいのではないかでしょうか。この点は親族後見人等の強みだと考えます。後見人等が常日頃から被後見人の親族と連絡を取り合っておくことが大切でしょう。

- イ) 後見人等が収集した被後見人の情報を親族に提示しておくことが大切です。
- ロ) 被後見人等が入院の必要が出た場合、後見人等は、被後見人等の親族と信頼関係を保ち、親族の同意を取り付けることです。緊急入院が必要な場合には判断に苦します。
- ハ) 親族と日頃から相談をしておけば、緊急の場合に対応しやすいです。手術の場合は、被後見人等の同意がなければ出来ません。被後見人等の意思が確認できない場合には親族の同意を取り付ける必要があります。医療の問題、保証人の問題（入院時、老人施設利用時）など様々な問題があります。（H21.3.28電話・メール・研修会）

質問 6 成年被後見人等の預貯金の管理についての注意すべき点

回 答 成年後見事務の預貯金管理は、現状を維持し、保存することであり、投資やリスクを伴う行為などは許されていません。安全確実な種類の預貯金であることが原則です。成年被後見人等の口座名義変更は取引銀行で書類入手します。

被後見人の銀行名義変更⇒ 名 義 (A)
変更後 (A) 成年後見人 (B)
名義を後見人等の名義に書き換えは認められない。

口座が多く分散されている場合には、できるだけ纏めるようにすれば

良いと考えます。

(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 7 入院が必要な成年被後見人等の家族同意の取り付けと留意点

回 答　　日頃から成年被後見人等の健康状態を親族と連絡を密にしておくことが大切です。親族とよく相談すること、情報を共有しておくことです。

緊急入院の場合は、代理権がないというものの、命にかかわるような場合には時間との勝負ということもあります。

今後の問題として考える必要があります。成年後見人等を務める場合には、法律を超えた答えを求められることも多々あると考えます。

そのような場合には、家庭裁判所、弁護士などの相談駆け込み寺先をもっておくことが大切で、常日頃から緊急場面を想定し、自分自身の気持ちを決め親族等と話し合っておくべきです。

(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 8 成年被後見人等が緊急に手術を要する場合はどうするか。

回 答　　成年後見人等には、医療行為の代諾権はありません。成年後見の現場では、どうすればいいのでしょうか。法律専門家の間でも見解がわかっているようです。緊急手術の必要性が発生した場合には、被後見人等の同意と親族の同意を取り付けることが必要です。しかし、被後見人等の同意がない場合には、手術はできません。実際には、成年後見人等は、手術する病院の所定の同意書に成年被後見人の家族や親族が署名し同意を得ているようです。　(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 9 複数後見とはどのような後見のことですか。親族との複数後見する場合はどうなりますか。

回 答　　複数の親族、親族と職業後見人等、複数の職業後見人等を本人の状況に応じて成年後見人等を選任することですが、子供同士の複数後見等、社会福祉士と親族、法律家と社会福祉士などがあります。

親族と複数後見をする場合の留意点。

イ)　職業後見人等と親族後見人等の距離が近すぎないこと。職業後見人等に常識を超えた謝礼などをしますようになります。これを継続し過ぎると困った事態に陥ることもあります。あまりにも職業後見人等と親族後見人等が近くになり過ぎると、お互いの後見業務が馴れ合いになる可能性があります。

ロ)　事務処理上の意見に相違が出た場合に一番困るのは被後見人本人です。何が被後見人等にとって最も必要な事務であるかを考えて、それを最優先にすべきです。後見人等の意見の対立で、被後

見人等の後見事務が的確に素早く出来なくなるような状況は絶対に避けるべきです。 (H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 10 保佐の開始を申立てたら成年後見に該当、保佐を申立てたら補助に該当と言われた場合。

回 答 家庭裁判所は、類型が異なると判断すると「釈明」を行います。後見は保佐より精神上の障害の程度が重く、「事理弁識能力を欠く常況」にある人のため全面的な代理をする成年後見人をつける制度で、保佐より本人が自由にできる行為の制限が広いので、保佐開始の申立てには成年後見申立てが含まれていません。「釈明」に対して申立人がとるべき対応は、次の四通りがあります。

- イ) 保佐開始の申立てを成年後見開始申立てに変更する。
- ロ) 保佐開始申立てをそのままにして、予備的に、成年後見開始の申立てを追加する。
- ハ) 家庭裁判所の釈明に応じないで、あくまでも保佐開始審判を求める。
- 二) 保佐申立てを取り下げる。

二) は最悪で申立てがなかつたことと同じになり、判断能力の不足した方を野放し状態に戻すことになります。釈明に応じない場合には、家庭裁判所は、後見申立ての審判をすることはできず保佐開始の申立てを却下する審判をすることになります。

(イ) または(ロ) のどちらかを選んで、家庭裁判所にその申立て手続きをとるといいでしよう。保佐を申立て、補助となった場合には代理権・同意権の申立てをし、代理権・同意権の審判が必要です。

(H22.1.28 養成講座)

質問 11 知的障害をもつ子の親で、現在その子の後見人となっています。後見人には医療行為の同意権はないとの事ですが、“親の立場”では、どうなるのでしょうか。

回 答 親の立場で同意すればよいのです。後見人よりも親の立場の方が強いのです。後見人は医療行為について代理権はありません。

(H22.1.28 養成講座)

質問 12 成年後見審判の申立て費用は、どうなりますか。

回 答 申立て費用は、申立人が負担する事になっていますので、負担する覚悟が必要です。一旦申立人が立替え、後見開始前までに家庭裁判所に上申し、裁判所が認めれば本人の資産から支払うことが出来ることになっています。しかし、認められるかどうか解りません。

認められたとしても実費以外の申立費用は含まれていません。司法書士などの手続報酬は認められていません。

法定後見申立費用の負担者は、原則本人とする法整備をする必要があります。例外的に、制度の趣旨を逸脱した親族等の申立てに対しては、別途検討されなければならないでしょう。(H22.1.28 養成講座)

質問 13 年齢が90歳になる親族の銀行カードを預かって管理していますが、正式に後見人になっておくべきでしょうか。

回答 前もって後見開始の審判を申立て、後見人となっておくべきでしょう。申立てをしないなら、後で他の親族や第3者から何も言われないように、預貯金の管理について、しっかりと整理しておくことです。他に親族がいる場合、1人が申立てをするときは他の親族全員の同意が必要です。親族間に争いがあるときは、前に進まないことが多いので注意が必要です。そのときは第3者後見人が付くことになります。
(H22.2.4 養成講座)

質問 14 年齢96歳で要介護度4の認知症の方がいるのですが、定期預金の解約をしたいのですが、銀行が応じてくれません。どうすれば良いでしょうか。

回答 どこの銀行でも定期預金の解約には慎重です。親族の方が窓口まで一緒に行って、窓口担当者に面談して、担当者に判断してもらうことです。窓口で本人の顔を確認したら解約出来たという例もあります。
しかし、認知症ということですので、出来るだけ早く家庭裁判所に後見開始の審判を申立てて、成年後見制度を利用することを考えるべきです。
(H22.2.4 養成講座)

質問 15 身寄りのない精神障がい者が2人います。甲さんは療育手帳Aを、乙さんは療育手帳B2を持っています。甲さんはグループホームに入所しました。後見制度を利用すべきか、具体的にどう進めたら良いか迷っています。

回答 判断能力の程度にもよりますが、甲さんについては家庭裁判所に後見開始の審判の申立てを、また乙さんについては本人の希望を良く確かめて保佐開始の審判を申立てて、法定後見制度を利用すべきでしょう。二人とも身寄りがないとのことなので、市長申立てとなります。市の福祉課へ行って、市長申立てを申入れて下さい。
(H22.2.4 養成講座)

質問 16 法定後見制度には、判断能力により、3類型（後見、保佐、補助）

に分類されていますが、例えば、認知症と診断された場合、判定する基準はありますか。また、3類型の法的な違いを教えて下さい。

回答 判定基準については、様々な基準があるようですが、医師は長谷川式の知能評価スケールで判断しているようです。

類型	法律上の判断基準	保護者の権限	長谷川式知能評価スケール
後見	判断能力を欠く常況にある。	代理権・取消権の全部	0～10
保佐	判断能力が著しく不十分	代理権・審判で付与 取消権・民法13条1項の行為(※)	11～14
補助	判断能力が不十分	代理権・審判で付与 取消権・民法13条1項の行為の1部	15～22 (22以上でも補助の場合もある。)

※ 民法13条

- 1項 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書きに規定する行為については、この限りでない。(第9条但し書き=日用品の購入等)
1. 元本を領収し、又は利用すること。
 2. 借財又は保証すること。
 3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
 4. 訴訟行為をすること。
 5. 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう）をすること。
 6. 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
 7. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
 8. 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
 9. 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

(H22.2.4 養成講座)

質問 17 家庭裁判所に審判の申立てをするとき、申立て費用は申立人の負担と聞いていますが、具体的に幾ら位かかりますか。

回 答 おおよその費用は次のとおりです。

1. 申立て費用

① 申立収入印紙	800 円
② 登記印紙	4,000 円
③ 郵 券	4,000 円から 6,000 円 (家庭裁判所により異なる場合がある。)
④ 鑑定料	<u>50,000 円から 100,000 円</u>
合 計	58,800 円から 110,800 円位

上記の他に、保佐開始の審判、補助開始の審判の申立て時に代理権の付与、取消権の付与を申立てると、それぞれ 800 円が追加されます。また、実費として住民票の写し・戸籍謄本の取り寄せ費用等がかかります。

2. 家庭裁判所に審判を申立てる際に、弁護士や司法書士に書類作成や申立てを依頼しますと、書類作成のための実費、報酬などがかかりますので、前もって相談することが必要です。 (H22.2.4 養成講座)

II 任意後見制度に関する質問

質問 1 銀行や証券会社は「任意後見受任者」(任意後見人として権限のない状態)でも代理権の行使を認めますか。(定期金の解約や株式売買など)

回 答 任意後見受任者では、これらに応じてはくれません。任意後見契約がまだ発効せず、権利が発生していないからです。本項**質問 9**の移行型による契約は可能ですが、危険です。もし、あなたが受任者であれば、たとえ委任契約を結んでいても委任者の親族に相談してから実施して下さい。 (H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 2 任意後見人の費用は。任意後見契約書の標準的なフォーマットは。代理権目録の内容は。

回 答 契約内容にもよりますが、基本的には、任意後見受任者と任意後見委任者が契約の中で取り決めておきます。フォーマットは公証役場や司法書士事務所、弁護士事務所、地域包括支援センターなどで入手することができます。自分の考えをしっかりと入れ、受任予定者の先生のおっしゃるとおりでなく自分で考えることが大切です。 (H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 3 判断能力のある高齢者に対して、任意後見人を決めておくようにアドバイスをしたいのですが、どうでしょうか。

回答 任意後見制度は、判断能力がある間に自分の将来、即ち認知症になった場合に自己の尊厳を守るためにものです。自分が何をしてもらえば、自分を生かし自分の尊厳を守って日常を送ることができるかを契約という手続きで決めておくものです。アドバイスする場合に大切なことは、信頼できる人は、何を契約しておけば安心か、あまり狭い範囲の契約では自分を守ることが難しくなる可能性があります。

任意後見制度には、同意権、取消権がないことを認識して契約すべきです。信頼できる人ということが大変難しい問題です。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 4 任意後見人に配偶者や複数人とすることは可能でしょうか。

回答 結論からいえば可能です。任意後見人には、代理権のみが与えられるために、任意後見人の事務は任意後見契約時に決められています。契約した内容以外には代理権がありません。ということは契約した事務以外は行ってはいけないことになります。

任意後見人が親族の場合は、事務を行うことは比較的容易ですが、第三者が任意後見人となり、それが複数の場合は、事務を実施する場合に決定が遅れたり、契約内容を複数人に分けて決められている場合には、本人の生活そのものは一つ一つ関連があるわけですから、結論が出るまでに時間がかかることがあります。

任意後見人と被後見人の親族はコミュニケーションを密にとり、被後見人の日常生活に配慮すべきと考えます。契約内容を財産管理と身上監護とに分けて契約することも必要な場合があります（財産管理は専門家とし身上監護は親族とするなど）。(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 5 任意後見監督人には、どんな人が選ばれますか。

回答 任意後見監督人の資格に法律上の制限はありませんが、家庭裁判所は、弁護士、司法書士などの法律専門家、社会福祉士などの福祉の専門家、親族・知人などの個人だけでなく、法人も選ぶことが出来ます。ただし、任意後見人または任意後見受任者の親族（配偶者、直系血族、兄弟姉妹）は選ばれません（任意後見契約法 5 条）。その他にも欠格事由が定められていますので、注意が必要です（任意後見契約法 4 条）。司法書士が任意後見受任者の場合、司法書士会を法人として監督人に選ばれることがあります、市民後見人の場合には法律専門家が選ばれると思われます。

(H22.1.28 養成講座)

質問 6 任意後見監督人の報酬は誰が決めるのですか。

回 答 任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が、任意後見人および本人の財産その他の事情により本人の財産の中から額を決め、支給されます。
(H22.1.28 養成講座)

質問 7 任意後見人に、契約で取消権を付与することが出来ますか。

回 答 出来ません。任意後見契約が発効したあと、どうしても取消権が必要な状況になった場合は、家庭裁判所に後見等開始の審判を請求して、法定後見等に切り替えるしかありません。切り替えは本人にとって、特別の理由がある場合にのみ認められます。その場合、任意後見契約は終了します。
(H22.1.28 養成講座)

質問 8 独居老人の場合、任意後見契約を締結する場合、どのような事に注意したら良いでしょうか。

回 答 任意後見監督人が選任されるまでの間（任意後見契約が発効するまでの間）任意後見受任者に、定期的に見守りしてもらう「見守り条項」を付けておくことをお勧めします。介護予防の面からも良いのではないでどうか。
(H22.1.28 養成講座)

質問 9 任意後見監督人が選任されないと発効しない任意後見契約ですが、任意後見受任者とは、日常的に、どの程度相談しながら生活していくべきなのでしょうか。

回 答 任意後見制度には、次のような3つのタイプがあると言われています。

① 将来型：本人の判断力が低下する前に、任意後見契約を締結して、将来判断力が低下した時に契約を発効させて（任意後見監督人を選任して）保護を受ける。この場合、契約が発効するまでの間、定期的に見回りをしてもらう「見回り条項」を同時に規定しておくと良いでしょう。法律が予定している基本的なタイプです。

② 移行型：任意後見契約と同時に通常の任意代理の委任契約を締結して、当初は委任契約により財産管理などを行い、判断力が低下した後は、任意後見契約を発効させて、保護を受ける。契約が発効するまでの間、任意後見受任者（代理人）を監督する人は本人以外におりませんので、注意が必要です。

③ 即効型：精神上の障害が軽度で、判断能力は不十分ではあるが、ある状態の時に任意後見契約を締結して、直ちに任意後見監

督人の選任を家庭裁判所に申し立て、任意後見契約を発効させて、保護を受ける。

将来型、移行型の場合は日常生活で定期的に任意後見受任者の訪問を受けて、本人は状況を説明したり、任意後見受任者は本人の様子から判断能力などをチェックしながら、任意後見監督人選任の申立ての必要性、時期などを考えることになります。

即効型は、上に記述したとおりですが、通常判断能力が不十分の人が、判断能力がある時を狙って契約を締結することなど、現実には不可能なのではないでしょうか。即効型は現実的とは言えないと思います。

(H22.1.28 養成講座)

質問 10 任意後見契約を締結した後、任意後見監督人選任の申立てのタイミングはどうしていますか。

回 答 本人の判断能力の程度が「精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき」(任意後見契約法4条1項)とありますので、成年後見制度でいえば補助類型に相当します。一応の目安として「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要である。」(「成年後見教室」●実務実践編(日本加除出版)247頁)程度の判断能力と言えるでしょう。

現実に判断する事は、難しいのですが、「ちょっとおかしいなあ」と感じたとき、また施設に入所している場合であれば、担当者に聞いて判断することになると思います。

(H22.1.28 養成講座)

質問 11 一人暮らしの人が多く、皆さん将来は面倒を見もらいたいと考えています。そのため任意後見契約を締結しておきたいと考えています。歳をとって認知症になったとき、任意後見契約は締結出来ないのでしょうか。また法定後見に切り替えることは出来るのでしょうか。

回 答 歳をとって認知症を発症してからでも、契約内容を理解できる程度の判断能力があれば任意後見契約を締結することは出来ます。

しかし、将来のことを考えて任意後見契約を締結しておきたいと考えるのであれば、認知症を発症する前に任意後見契約を結んでおくべきでしょう。判断能力が落ちた時に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てて、任意後見契約を発効させれば良いわけです。

任意後見を法定後見に切り替えることは出来ます。任意後見契約が発効する前(任意後見監督人が選任される前)であれば、家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをすれば良いわけです。その場合、任意後見契約は有効のままでです。任意後見契約が発効した後(任意後見監督人が選任された後)に、代理権の範囲が狭い、取消権が必

要等の理由で、法定後見制度に切り替える場合には、家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをして家庭裁判所が「本人の利益のため特に必要があると認める」ときに限って、後見開始の審判をして、法定後見に移行します。その場合、任意後見契約は消滅します。

(H22.2.4 養成講座)

III 法定後見・任意後見両制度に共通する質問

質問 1 昨年、京都家庭裁判所書記官が書類を偽造し高齢者の財産を横領する事件や弁護士、司法書士等の横領事件がありました。これらを未然に防ぐ方法と注意しなければならない点は。

回答 大変難しい問題であります。家庭裁判所といえば私達では普段立ち入ることも出来ません。しかし、被後見人の財産管理をしている後見人等がいるはずです。また、後見監督人等も選任されている場合があります。このような横領事件には、後見人等および選任されている後見監督人等と被後見人の親族のコミュニケーションが大切であります。

弁護士や司法書士の横領事件もその発見は、親族によるものが多いのです。個人情報さえ許せば後見制度を利用していることを多くの方に知ってもらっておくこともこのような事件を防ぐ大きな要因となります。後見人等を利用したから全て良しとせず、後見人等を利用してから本当のチームプレイが必要なのです。

弁護士・司法書士の横領事件については、現在までは、任意後見制度における横領が多いのです。

任意後見制度には、下記の三通りのタイプがあると言われています。
(前項質問 9 (10 頁) 参照)

1. 将来型・・将来に備えて任意後見契約を公正証書にて締結し、判断能力が衰えた場合に家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人としての権限が効力を発効する。
2. 移行型・・任意後見契約と財産管理等の委任契約を結び（民法 643 条）取敢えずは、委任契約で財産などを管理してもらい、将来判断能力が不足した場合に任意後見受任者として、任意後見監督人の選任を申立て、任意後見人としての権限を実施するというのですが、この形式が最も横領事件が多いのです。何故かと言えば、委任契約の間は監督する人、チェックする人がいないからです。任意後見契

約が発効する前に横領しているという事件が多いのです。

3. 即効型・・成年後見制度の本の中にはこの型を書いているものもありますが、これは法定後見の補助類型に該当すると考えます。即効型といえども、手続きに1ヶ月はかかります。即効的に任意後見監督人の選任が必要な方が、自分の意思で任意後見契約をし、公正証書を作成できるでしょうか。

任意後見契約には、遺言書も含めて契約書を作成することがよくあります。その遺言書の執行人が任意後見受任者となっている場合が多いのですが、この時点で遺言書を書き換えたという事件もありました。これらは、全て委任者と受任者が一対一の場合が多く、これらの法律を利用する場合には多くの親族に知ってもらっておくことが大切です。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 2 地域包括支援センターに勤めている社会福祉士ですが、どうすれば後見人となることができますか。

回答 社会福祉士の場合は、そんなに難しい問題ではありません。現在多くの社会福祉士の方が後見人等として活躍しています。社会福祉士会でも後見人養成講座を開いています。社会福祉士会として家庭裁判所に登録しているのではないのでしょうか。

ただ、介護関係の方は、利益相反に注意する必要があります。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 3 任意後見人には、同意権、取消権がないため、いちいち法定後見の申立てをするのは時間のロスではないでしょうか。

回答 成年後見制度の理念は、1. 残存能力の活用 2. 自己決定の尊重 3. ノーマライゼーション 4. 身上配慮義務です。
その中でも任意後見制度は、自己決定の尊重が前面に出た制度です。
同意権、取消権がないため任意後見人も被後見人も親族と普段からコミュニケーションをとり、常に日常の生活状況を知っておくことが大切です。

法定後見と任意後見の優先順位は、任意後見が優先します。原則的には任意後見から法定後見に変更することはできないことになっています。家庭裁判所が、どうしても本人にとって任意後見より法定後見でなければ尊厳が守れない、悪徳商法のために日常生活が侵される等と判断した場合に限り、任意後見から法定後見に変更することができます。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 4 本人の意識がない場合、医師からの治療についての意見に対して、本人を代理する権限を持たない後見人等では困るのではないでしょうか。（後見人等は腰がひけてしまう）

回答 非常に難しい問題です。法律専門家の間でも議論が分かれると言います。予防的な治療の場合は後見人等の意見も許されるのではないかでしょうか（予防注射、健康診断、日常の病気に対する薬の投与等）。

しかし、命にかかる手術などの場合には、当然には代理権はないものと考えます。このような場合に備えて親族との意志の疎通が大切です。延命について、本人の意思を書いたものがあるとした場合でも、その書面を医師に見せることは出来てもその実行についての意見は言えないと考えます。親族の意思を重視することです。親族のいない被後見人の場合は医師の意見を尊重するしか手はないと考えます。

任意後見制度の場合は、延命治療に付き自分自身の意思を書いている場合が多いのですが、任意後見人は医師に対してそうして下さいとは言えないと思います。これも医師の意見が重要ではないでしょうか。

（H21.1.17～2.21 養成講座）

質問 5 民法改正前の禁治産、準禁治産制度と成年後見制度の違いについて。

回答 民法改正前の禁治産、準禁治産制度は、旧来の日本のしきたり、家制度を守るためにの法律であり、個人より家を守るために、先祖代々の家を継続することに主眼が置かれて、財産を減らさない、家を没落させないということで、浪費癖のある人は、治・・治めることを禁じ、産・・産むことを禁じるという法律がありました。一方、成年後見制度は、本人のために、本人の財産を使い、本人の尊厳とこころ穏やかな日常を送るためにはどうすればよいかということが主眼とされている制度です。

両制度の違い

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 1. 補助類型が追加されたこと。 | 2. 任意後見制度の充実 |
| 3. 成年後見人等の充実 | 4. 戸籍謄本記載から登記制に
変更されたこと（法務局）。 |
| 5. 申立て人の拡大（市町村長・四親等内の親族等） | |
| 6. 家庭裁判所による監督を補助する後見監督人等の制度の新設 | |

（H21.3.28 電話・メール・研修会）

質問 6 法定後見制度と任意後見制度の違いは。

法定後見 本人の状況 補助・保佐・後見類型に分かれる。	任意後見 本人の状況 契約が理解でき、契約締結能力がある。
--	--

即効型・移行型・将来型

後見人等（補助、保佐、後見）
基本的に家庭裁判所が後見人等を決める。
親族の場合は、候補者として申立をすると瑕疵がない限り認められる。
(後見人等の不足が明らか)

任意後見人
自分の信頼できる人を選ぶことができる。
任意後見監督人が選任されて権限ができる。

後見人等の権限
代理権・同意権・取消権がある。

任意後見人の権限
代理権のみ。同意権・取消権はない。

法定後見と任意後見では、どちらが優先するのか。
任意後見が優先されます。任意後見契約の範囲が狭く、悪徳商法などにより日常生活に支障が出るようだと家庭裁判所に申出て法定後見に変更することも可能ですが、基本的には任意後見が優先します。
(基本理念である自己決定の尊重の現われです。)

(21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 7 後見人等は、親族後見（約 75% が親族後見と言われています）と第 3 者後見とがあり、第 3 者後見は、弁護士、司法書士、行政書士、一般市民が考えられるが何故、一般市民は後見人等として活躍できないのか。

回 答 親族後見人と、勉強している一般市民とどちらが成年後見制度について知識が深いでしょうか。親族後見人も当初は、私達一般市民と同じようなものです。では、何故親族後見人は、家庭裁判所が認めるのでしょうか。弁護士、司法書士、社会福祉士は何故認められるのでしょうか。

親族の場合は、被後見人に対して責任が取れること、職業後見人と言われる職種の方は国家資格という武器があるために認められています。不特定多数の市民を後見人等として認めた場合、不正が発生したときに家庭裁判所の責任が問われることになるからでしょう。

(親族でも職業後見人でも不正は発生しています。)

一般市民が公的に認められるようにするために、組織力を構築し、責任体制を如何に確立し、組織としての力を社会的に認知されることが重要と思考します。

平成 21 年 2 月 26 日事例研究会終了後、新聞社記者、「NPO 法人あさがお」の〇氏との会話を参考までに記述します。

市民後見 「〇さん、大変ですね。ご苦労が良く判ります。私達のグループはあさがおの皆様より有利な点が幾つかあります。」

O 氏 「大変です。生活がかかっていますから。」
記 者 「『ひょうご市民後見研究会』がどうして有利なのですか。」
市民後見 「私達のグループは、男性は、60歳前後で生活力が確立しています。女性の方は、子育てが終わり比較的時間の余裕があり、生活が確立されています。報酬を目的としなくともいい面が多いと思います。現在の高齢者福祉施設の職員からよく聞く言葉ですが、「このまま仕事を続けて結婚し、子供を教育することを考えると不安です」と言っています。その点、私達は後見報酬を第一義にていません。必要ではありますが、それを目的にしなくともいいということです。」
記 者・O 氏 「本当に『ひょうご市民後見研究会』のような組織ができ、社会的な認知を得られることがいいのでしょう。頑張ってください。」
市民後見 「団塊の世代が、仕事を離れてから15年は活躍できると考えています。力を合わせることと責任体制の確立を目指します。私達のもう一つ有利な点は高齢者の気持ちが実感として感じることができる年代層の集まりです。また、障がい者のために自らがNPO法人を立ち上げて実践している方がメンバーにいることです。私達が壁に突き当たりましたら、ご指導ください。私達は、まだ卵になつばかりです。マスコミの方にも認めてもらいたいのです。」
O 氏 「連携を持ち今後とも素晴らしい社会に向けてお互いに頑張りましょう。」
記 者 「発展を祈念します。協力できることはさせて欲しいものです。」
(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問8 成年後見人等への報酬の問題について

回 答 報酬は、家庭裁判所が、被後見人等の財産を考慮して決定するものであり、後見人等が、法律上の権利として報酬請求権を保証したものではありません。成年後見人等の役目に対して報酬が支払われることが、初めから法律で約束されたものではないということです。
親族後見人等は、無報酬の後見人等が多いのです。

任意後見の場合は、当初の契約で取り決めがなされており、契約通りに任意被後見人の財産より差し引くことが認められています。

(H21.3.28 電話・メール研修会)

質問9 任意後見と成年後見との優先順位は。

回 答 成年後見制度の理念は、残存能力の活用、自己決定の尊重、ノーマライゼーション、身上配慮義務ということであり、理念から考えても

自己決定し契約している任意後見が優先されます。

任意後見監督人が選任されている場合には、法定後見開始の申立てには「特別な必要性の判断」を家庭裁判所が認めると法定後見等開始の審判が始まり、適当と認められると法定後見に移行します。

その場合、任意後見契約は終了します。法定後見申立てが却下されると任意後見契約は存続します。(任意後見解約に関する法律 10 条)。

任意後見契約の締結のみで任意後見監督人が選任されていない場合に法定後見の申立てをおこない、「特別な必要性の判断」が認められると法定後見開始の審判がされます。その場合は、任意後見契約は存続します。

特別な事由が認められない場合には却下され、任意後見契約は存続します。その後、任意後見監督人が選任されると任意後見契約は発効することになります。

(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 10 成年後見人等の不正防止について

回 答 1. 成年後見監督人等を選任することです。成年後見監督人等の職務は、次の四つです。(民法 851 条・876 条の 3 第 2 項・876 条の 8 第 2 項)

- ・成年後見人等の職務を監督すること
- ・成年後見人等が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること
- ・急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること
- ・成年後見人等と被成年後見人等との間で利益相反行為があった場合には後見監督人として成年被後見人等に代わって意思表示をすること。

2. 家庭裁判所が直接あるいは間接的に行う後見監督によります。それには、次のような事項があります。

- ・成年後見人等、成年後見監督人等に対し、後見等、後見監督等の事務について相当と認める事項を指示すること。
- ・適当な者または家庭裁判所調査官に対し、後見等の事務や成年被後見人等の財産を調査させたり、臨時に財産の管理をさせる。
- ・調査官が後見等の事務に関する処分の必要があると考えるときは、その旨を家庭裁判所に報告する義務を負うこと。

等々法律では規定されていますが、現実的には不正を発見するまでに時間がかかることがあります。不正を発見した時には遅い場合がよくあります。被後見人等の親族は常に後見人等の監視をする必要があります。後見人等がついたからもういいではなく、後見人等と親族は常に協力関係を保ち、コミュニケーションを深めておくことが大切ではないでしょうか。

(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 11 本人が老人施設に入居する場合に、後見人に対し、施設から保証人になることを要求された場合は、どうしたら良いでしょうか。

回 答 後見人に対して、施設などから保証人や身元引受人を要求される場合があります。成年後見人や任意後見人には、保証人や身元引受人の義務はありませんので、断る事は出来るのですが、現実には困難な問題です。実務では「成年後見人〇〇〇」として、身元引受人としてサインしていますが、「責任は本人の財産の範囲内に限定します。」旨、記述して引き受けざるを得ない状況です。 (H22.1.28 養成講座)

質問 12 資産のない人でも、成年後見制度を利用することが出来ますか。

回 答 成年後見制度、任意後見制度について、法律を素直に読みますとある程度資産のある人を対象にしているように見えます。しかし、それでは身寄りのない、本当に困っている人等は利用できないことになります。厚生労働省が所管して市町村と共に成年後見制度の利用を推進するための「成年後見制度利用支援事業」があります。 (H22.1.28 養成講座)

IV 遺言・相続に関する質問

質問 1 常識としての相続、遺言書について

回 答

相続の種類 単純承認⇒民法 920 条 相続人が無条件に相続を承認したとき。3か月以内に限定相続および放棄の意思表示をしなかった場合は単純承認とみなされる。

限定承認⇒民法 922 条 相続人は、被相続人が背負っていた借金など負債（債務）や、遺言で他人に与えることとしたもの（遺贈）は、遺産の限度内でしか支払わないという条件を付けて、相続を承認すること。

相続人が複数の場合には、全員が共同で申請しなければ限定相続認められない。

相続放棄⇒民法 938 条 相続の放棄は、家庭裁判所に申し出なければ効力はない。

相続人が放棄すれば、この相続人は、初めから相続人でなかったものとして取り扱われる。申立ては相続の開始があったことを知ってから 3か月以内。

遺言書の種類

自筆証書遺言・・手軽に作成できる。全文を自筆し、署名して押印することが必要。内容の秘密保持には適している。偽造、変造、未発見のおそれあり。

長所・証人の必要がない、遺言の存在も秘密にできる、費用もかからず方式も容易。

短所・詐欺、脅迫の可能性がある。偽造、変造、隠匿の危険性がある。内容の不備で無効の可能性もある。検認手続が必要である。

秘密証書遺言・・内容を記載した遺言書（自筆である必要はない）に遺言者が署名押印し、封筒に入れて封印し、公証人と証人に提出してその確認を受ける。

長所・遺言書の存在だけが明らかで内容は秘密保持出来る。偽造・変造の危険性はない。

短所・公証人が関与、手続きが煩雑。内容が秘密にされるので紛争の可能性がある。証人が二人以上必要。

公正証書遺言・・証人二人以上立会いのもとに公証人が遺言書を作成する。偽造・変造の恐れなし。公証人が内容を確認するので、後日無効となる心配がない。

家庭裁判所の検認手続が不要である。遺言執行人を定めておけば、不動産の名義変更にも便利な方法。任意後見契約と付隨して遺言書とその執行人を決めておくことがよくある。最も一般的な遺言書である。

長所・公証人が作成・保管するので証拠力が高く、安全。偽造、変造、隠匿の危険性がない。

短所・公証人が、関与するので手続きが煩雑。遺言書の内容を秘密にできない。

費用がかかる。証人が二人以上必要である。

その他・・危急時遺言、隔絶地遺言があります。死亡が危急に迫った時や、遭難した船舶の中にある者などが行える遺言です。

(H21.3.28 電話・メール・研修会)

質問 2 遺言書（自筆証書遺言）を書いて死亡した場合、遺産相続はどうなりますか。

回答　自筆証書遺言の場合は、遺言書を発見したら、先ず家庭裁判所で兼任という証拠保全の手続きをして、相続人立会いで開封し、相続人の

間で問題がなければ、遺言書のとおり相続手続きを進めることになります。以上のような手続きになりますが、自筆証書遺言を発見した場合に、手続きが解らないときは開封しないで、家庭裁判所へ行って下さい。

(H22.1.28 養成講座)

質問 3 婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言（一身専属権）等の身分行為の代理は、成年後見人の権限ではないそうですが、本人が一身専属権を行使する一例えば－婚姻するときは如何すれば良いのでしょうか。

回 答 本人の意思能力が回復しているときは、本人が婚姻の意思表示をすることによって、婚姻することが出来ます。成年後見人の同意は不要です（民法 738 条）。しかし、成年後見人が代わって、代理して婚姻の意思を表示することは出来ません。

遺言の場合ですが、本人が被後見人となった後では遺言を書くことは出来ません。しかし、一時的に意思能力を回復したときは医師二人以上の立会いの下で遺言を書くことが出来ます（民法 973 条）。本人が認知症だった場合の例で、信託銀行に遺言信託をしていたが、認知症が回復した時に遺言を変更したい旨の意思表示をしました。信託銀行は変更できないとの見解でした。家庭裁判所は一時的な意思能力の回復を証する医師の診断書を付ければ可能とのことでした。被後見人となってからでは、前述のとおり遺言を書くことはもとより、一時的に意思能力を回復したとしても、変更することは大変な困難が伴いますので注意が必要です。

(H22.2.4 養成講座)

V その他

質問 1 司法書士や弁護士事務所は、敷居が高くてなかなか行く決心がつきません。相談だけでも応じてくれるでしょうか。その費用は？

回 答 市民後見ひょうごでは、将来的には費用を戴くようになると考えていますが、現在は相談料の件は心配ありません。法テラス（日本司法支援センター）は常に相談に応じてくれます（電話番号 0570-078374）。

(H21.1.17～2.21 養成講座)

質問 2 保証人の問題・・身元保証、身元引受、入院時に求められる保証人について

回 答 基本的には保証人になることまでは求められていません。親族後見人等の場合には、保証人となることが多いと考えますが、第三者後見人の場合には保証人となることを断ることができます。（保証人となつてはいけないということではない。）しかし、入院の場合などは急を要

することであり、親族に連絡を取り、それから入院手続きですと時間のロスが大きな支障となる可能性があります。

入院の場合は、病院へ書面で、入院する被後見人等の財産の範囲で支払いをする旨の書類を作成し、病院の了解を取るようにします。すべての債務に対する保証人ではないということを明確にしておく必要があります。

老人福祉施設利用契約の場合も同じように利用者が施設に損害を与えた場合には、後見人等は、その保証はできないことを話し合っておくことが重要です。後見人等は、普段から親族との話し合いが大切ということです。

(H21.3.28 電話・メール・養成講座)

質問 3 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の関係は、どのような関係でしょうか。

回答 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、密接な関係をもっています。双方がお互いに利用しあうことで日常生活がスムースに行えると考えます。福祉サービスの内容は、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理により本人を援助することです。

福祉サービスの利用援助は、① 情報の提供、助言 ② 手続きの援助、手続き同行・代行、契約締結 ③ 苦情解決制度の利用援助等です。

金銭管理は、福祉サービスの利用料の支払い、通帳、権利書等の預かり等です。

(H21.3.28 電話・メール・養成講座)

質問 4 法律行為と事実行為

回答 法律行為と事実行為・・法律行為の事実行為、事実行為の法律行為は、後見人等の事務。

事実行為をしてはいけないというだけでなく、後見人等に事実行為までは要求することはできないということであり、事実行為をする余裕と気持ちがあれば事実行為もすることは当然なことです。

事実行為の法律行為は、医療手続きとか介護保険利用手続きなどは事実行為を実行するための法律行為といえます。

身上監護と身上配慮義務はどのような関係でしょうか。

身上監護とは、本人の生活及び療養看護に関する事務といえます。

- イ) 介護、生活維持に関する事務
- ロ) 住居の確保（住居の賃貸借）に関する事務
- ハ) 施設入退所、処遇の監視、異議申立てに関する事務
- 二) 教育、リハビリに関する事務

これらの契約、費用の支払い等は身上監護事務に含まれます。
身上配慮義務とは、被後見人等の心理状態、日常生活状態、健康面等々に付き観察し、情報の収集に努め身上監護に結びつけることです。
(H21.3.28 電話・メール・要請講座)

質問 5 介護支援専門員と成年後見人等の関係

回答 成年後見人と介護支援専門員の関係は、車の両輪であり、生活に関する情報交換は大切な仕事と思考します。介護を受けている場合と、これからサービスを受けようとしている場合とは少し違いがありますが、どのような介護サービスを利用すれば一番いいかということを介護支援専門員と成年後見人等は、コミュニケーションをとり双方で検討することが必要です。この場合に注意することは、介護支援専門員と被後見人等の間における行為は、利益相反行為になるおそれがあり、そのことを十分に注意することです。(H21.3.28 電話・メール・養成講座)

質問 6 障がい者の子をもつ親が、銀行へ子を連れて、通帳を持って行っても預金を引き出すことが出来ません。

回答 障がい者の親が銀行へ行っても、銀行は応じてくれません。後見人となって証明書を持って行けば、取引に応じてくれます。後見制度の利用を考えることです。親が障害をもつ子供の後見人になっておけば、親なき後も家庭裁判所が後見人を選任してくれるので安心です。
(H22.1.28 養成講座)

質問 7 「延命治療はしないで欲しい」旨を書面で書いておいた場合、その法的な効力はどうなりますか。

回答 どのような治療法が延命治療かは非常に難しい問題ですが、法的な効力はありません。その書面を医師に提示すれば、医師はその書面どおりにしてくれることが期待できます。なお、書面には印鑑を押印しておいた方が良いでしょう。「日本尊厳死協会」に入会して、「尊厳死の宣誓書（リビング・ウィル）」を入手して記入する方法もあります。年間 2000 円の会費がかかるようですが・・・。

<http://www.songenshi-kyokai.com/>

(H22.1.28 養成講座)

質問 8 遠方（県外）に住んでいる本人の後見人（司法書士）が、本人の親族に交代した後、その親族後見人が亡くなりました。本人の不動産を処分したいのですが、遠方でもあり不動産業者も解かりません。誰に相談したら良いでしょうか。また、不動産の登記簿は誰でも閲覧できますか

回 答 先ず家庭裁判所に相談して、後任の後見人の選任を申出て、後見人を付けてもらうことです。その後見人に処分を任せれば、それですべて解決します。不動産の登記簿謄本は法務局で誰でも閲覧できます。

(H22.2.4 養成講座)

質問 9 婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言等の身分行為の代理は、成年後見人の権限ではないとありますが、成年後見人は如何したら身分行為の代理をすることが出来ますか。

回 答 身分行行為を本人に代わって代理人がすることは出来ません。身分行行為は法律行為ではありますが、身分行行為については本人の真意を重視すべきでありますので、意思能力があれば十分であるという考え方です（例えば民法738条）。

実務において、例えば遺言を書く場合に、被後見人になってからでは「精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある」わけですから、遺言を書くことは出来ません。被保佐人または被補助人のときで、判断能力のあるときに書いておくことです。

ただし、身分行行為であっても法律に規定がある場合は、代理人がすることが出来ます。成年後見制度とは関係ありませんが、例えば、15歳未満の子と養子縁組する場合の親権者の代理（代諾養子、民法797条）、離縁する場合の親権者の代理（代諾離縁、民法811条2項）等です。

(H22.2.4 養成講座)

質問 10 被後見人は特別養護老人ホームに入所中です。本人の財産を調査したいのですが、どうすれば良いでしょうか。

回 答 家庭裁判所に相談することです。勝手に調査したりすると、利益相反行為となります。

(H22.2.4 養成講座)

質問 11 被後見人が行方不明になっています。残された財産についてどうすれば良いでしょうか。

回 答 生存していることは、はっきりしているが所在が不明の場合は、成年後見人が家庭裁判所に事情を説明して、不在者財産管理人の選任の申立てをします。生死不明の場合は相続財産管理人選任の申立てをして、相続財産を引き継ぎ、任せることになります。

(H22.2.4 養成講座)

質問 12 銀行の定期預金の解約について、本人が認知症の場合に銀行は本人の確認をしますか。また、被後見人本人が定期預金を解約したとき、後見人はそれを取り消すことが出来ますか。

回 答 銀行は本人の意思能力について確認します。後見人の届出をしてあれば本人の行為を取り消すことが出来ます。

(H22.2.4 養成講座)

第3部 資 料

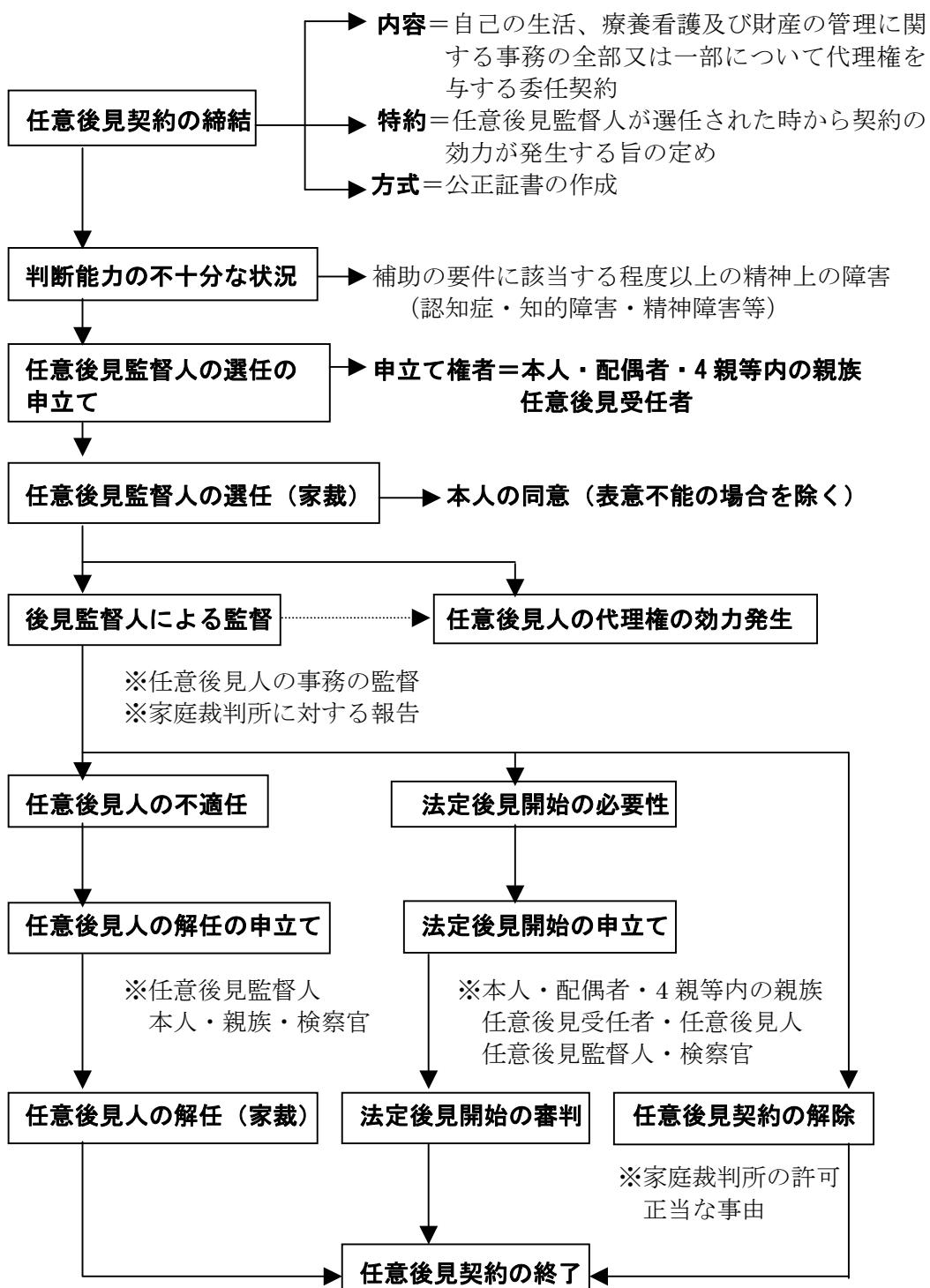
資料1 法定後見制度の概要

(2010年1月)

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	対象者 (判断能力)	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害）により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
開始の手続	申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・検察官 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 市町村長		
		本人の同意	必要	不要
機関の名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める。 特定の法律行為（民法13条の所定の行為の一部）	民法13条の各号の所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判 + 同意権付与の審判 + 本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	同左	財産に関する全ての法律行為
	付与の手続き	補助開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意	保佐開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要	必要	不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

資料 2

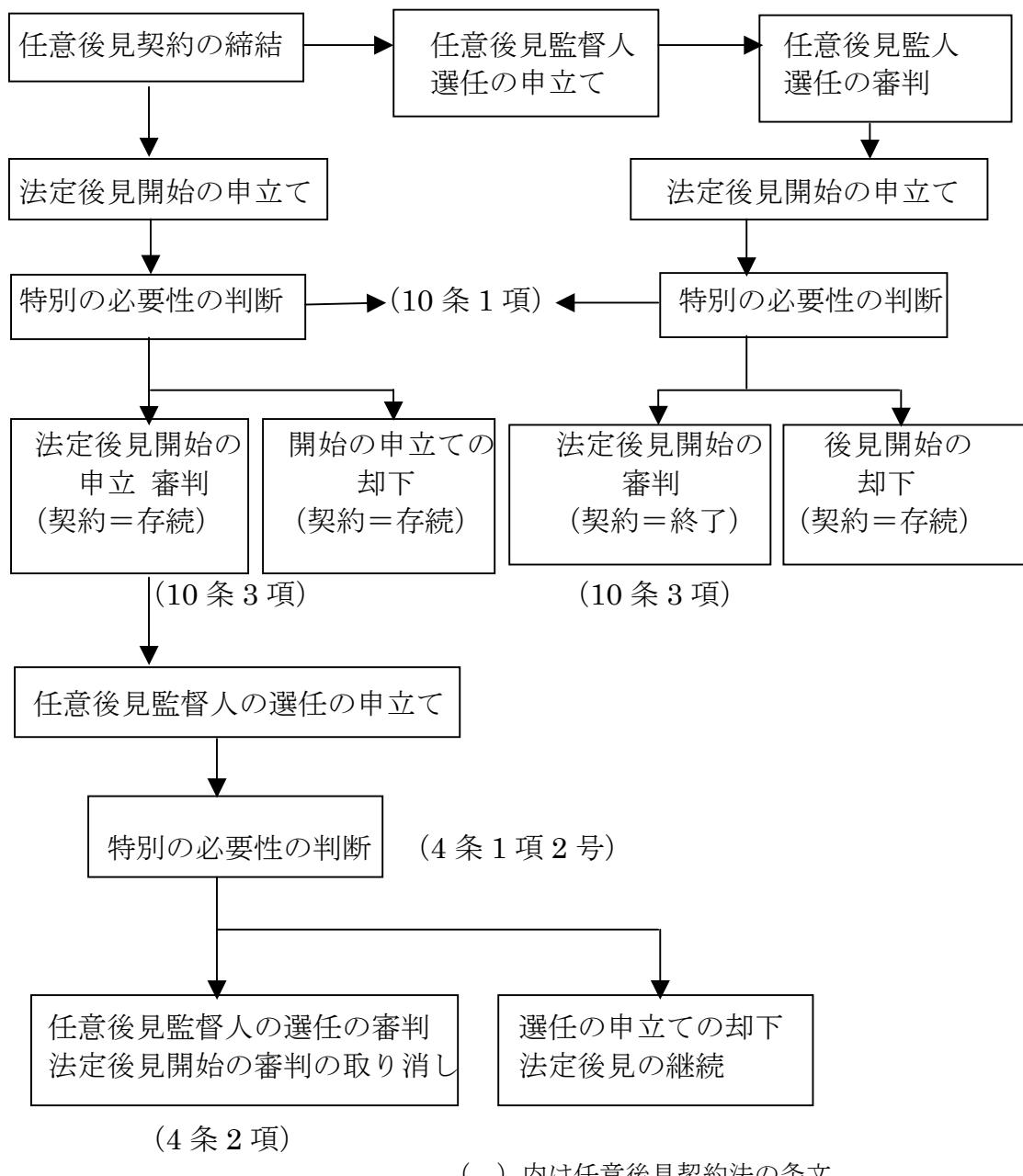
任意後見制度の概要



任意後見制度は、本人と任意後見受任予定者との間で公正証書により契約することにより、判断能力が定かでなくなった場合に家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てすることにより受任者の権限が発生する。

資料 3

任意後見契約と法定後見開始審判の関係の調整

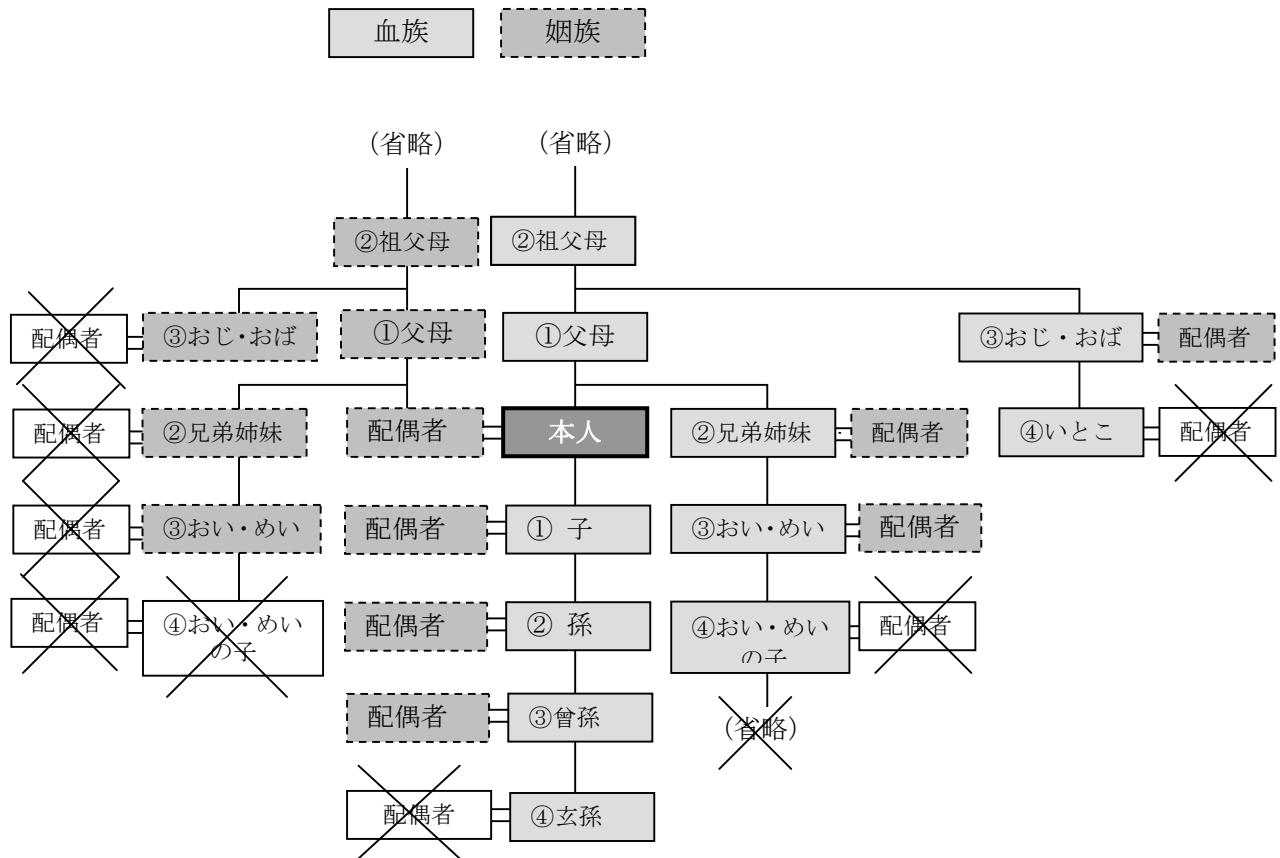


- 10条1項 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができる。
- 3項 任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。
- 4条1項2号 本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

資料 4

四親等内の親族の範囲 (四親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)

- * ○の中の数字は親族数を示します。
- * 「親子」関係には、実の子に限らず、養子縁組にした子も含みます。
内縁の妻や事実上の養子は申立人になることが出来ません。



(表は「成年後見教室●実務実践編」(日本加除出版)による。)

(注) 民法上、規定されている「親族の範囲」は、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族のことをいいます（民法 725 条）。上図の親族の範囲は、家庭裁判所に後見開始、保佐開始および補助開始の審判を請求することができる親族の範囲を示したものですので注意して下さい。

資料 5

兵庫県の成年後見関連先一覧表

法テラス

電話番号 057-078374

平日 09時から21時

土曜日 09時から17時

<http://www.houterasu.or.jp/>

相談内容をメモし要領よく聴くことが大切です。法的なことかどうかの判断が難しい案件に対しても親切に回答してくれます。

神戸家庭裁判所
(本庁) 〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3-46-1 (TEL番号: 資料6参照)
<http://www.courts.go.jp/kobe/saiban/>

神戸家庭裁判所
明石支部 〒673-0881 明石市天文町2丁目2-18 078-912-3233

神戸地方法務局 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 078-392-1821
(神戸第2地方合同庁舎)
<http://www.moj.go.jp/>

リーガルサポート
兵庫支部 〒650-0017 神戸市中央区楠町2-2-3 078-341-2755
<http://www.legal-support.or.jp/>

兵庫社会福祉士会 〒651-0062 神戸市中央区坂口2-1-18 078-232-4590
兵庫県福祉センター内
<http://www.hacsw.org/>

兵庫県社会福祉
協議会 〒651-0062 神戸市中央区坂口2-1-18 078-242-4633
兵庫県福祉センター内
<http://www.hyogo-wel.or.jp/>

神戸公証役場
(神戸公証センター) 〒650-0033 神戸市中央区江戸町95 078-391-1180
井門神戸ビル8階
<http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>

兵庫県弁護士会 〒650-0016 神戸市中央区橋1-4-3 078-341-7061
<http://www.hyogoben.or.jp/>

明石市社会福祉
協議会 〒673-0037 明石市貴崎1丁目5-13 078-924-9105
市立総合福祉センター内
<http://www.actv.zaq.ne.jp/akashi-vo/index.html>

資料 6

神戸家庭裁判所本庁および各支部所在地

裁判所名	所在地	電話番号
神戸家庭裁判所（本庁）	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3-46-1	(ダイヤルイン) 主な関係先 家事申立受付係 078-521-5930 後見係・財産管理係 078-521-5935 家事審判係 078-521-5933 資料課 078-521-5927
伊丹支部	〒664-8545 伊丹市千僧1-47-1	(代表) 072-779-3074
尼崎支部	〒661-0026 尼崎市水堂町3-2-34	(代表) 06-6438-3781
明石支部	〒673-0881 明石市天文町2-2-18	(代表) 078-912-3233
柏原支部	〒669-3309 丹波市柏原町柏原439	(代表) 0795-72-0155
姫路支部	〒670-0947 姫路市北条1-250	(代表) 079-281-2011
社支部	〒673-1431 加東市社490-2	(代表) 0795-42-0123
龍野支部	〒679-4179 たつの市龍野町上霞城131	(代表) 0791-63-3920
豊岡支部	〒668-0042 豊岡市京町12-81	(代表) 0796-22-2881
洲本支部	〒656-0024 洲本市山手1-1-18	(代表) 0799-25-2332
浜坂出張所	〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋6-1	(代表) 0796-82-1169

資料 7

神戸地方法務局管内 公証人役場所在地

更新日:2008年11月11日

役場名	所在地	交通手段
神戸公証センター	〒650-0033 神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル8階 電話:078(391)1180	JR, 阪急, 阪神, 神戸市営地下鉄 「三宮」駅下車徒歩
伊丹公証人役場	〒664-0846 伊丹市伊丹一丁目6番2号 丹兵ビル2階 電話:072(772)4646	JR, 阪急「伊丹」駅下車徒歩
尼崎公証人合同役場	〒660-0881 尼崎市昭和通七丁目234番地 りそな銀行ビル2・4階 電話:06(6411)2777	阪神「尼崎」駅下車, 阪神バス神戸税 関前行「難波」下車徒歩
明石公証人役場	〒673-0892 明石市本町一丁目1番32号 商工会館ビル3階 電話:078(912)1499	JR, 山陽電鉄「明石」駅下車徒歩
姫路東公証人役場	〒670-0948 姫路市北条宮の町385番地 永井ビル3階 電話:079(223)0526	JR, 山陽電鉄「姫路」駅下車徒歩
姫路西公証人役場	〒670-0935 姫路市北条口二丁目18番地 宮本ビル 電話:0792(22)1054	JR, 山陽電鉄「姫路」駅下車徒歩
加古川公証人役場	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2006 永田ビル2階 電話:079(421)5282	JR「加古川」駅下車, 神姫バス北在家 車庫行「市役所前」下車徒歩
龍野公証人役場	〒679-4167 たつの市龍野町富永300-13 電話:0791(62)1393	JR姫新線「本竜野」駅下車徒歩
豊岡公証人役場	〒668-0024 豊岡市寿町2-20 寿センタービル203号 電話:0796(22)0796	JR「豊岡」駅下車徒歩
洲本公証人役場	〒656-0025 洲本市本町二丁目3番13号 富本ビル3階 電話:0799(24)3454	1 淡路交通バス「洲本バスターミナル」下車徒歩 2 高速バス「洲本高速バスセンター」 下車徒歩

あとがき

現在の民法が明治 31 年（1898 年）に施行されて以来、行為無能力制度として規定されていた禁治産、準禁治産制度が、平成 12 年（2000 年）4 月 1 日の民法改正、任意後見契約法等の施行により、新しく法定後見制度、任意後見制度に代わりました。

これからますます高齢社会になっていくことが予想される我が国にとって、判断能力が衰えた高齢者の面倒を見、世話をするという後見制度こそは、今後最も普及させねばならない制度の一つといつても過言ではないと思います。

私たち NPO 法人 市民後見ひょうごは、市民後見人としてあるいは相談相手として、少しでも何かのお役に立てればと、勉強会を重ねてきた仲間で立ち上げ、普及活動を始めたところです。後見人養成講座を開催しますと多くの方々が参加して、皆さん熱心に聴き、自分が現実に直面している問題を何とかしたいという熱意が伝わってきます。また、電話やメール等で様々な質問が寄せられています。

新しい法律が施行されてから、後見制度に関する解説書や教科書は数多く出版されておりますが、私たちは市民後見人という立場で、解かりやすく、直ぐに応用できて役に立つような冊子を作りたいと、担当者が試行錯誤を重ねながら纏めたのがこの小冊子です。今後、機会があれば、更に修正しながら改善していきたいと考えております。

これから、後見制度とはどんな制度か知ろうとしている方々、あるいは後見人として親族や知人の面倒を見ようと考えている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

編集担当一同

発行日 平成 22 年 4 月 1 日

編集・発行 特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

〒658-0051 神戸市東灘区住吉本町 2-13-1 森田ビル 3F
C S 神戸内

事務連絡先

神戸市東灘区向洋町中 5-1-522-414

理事長 岡島 貞雄

TEL/fax 078-857-6325

e-mail elmar-okajima@maia.eonet.ne.jp

(非売品)